



# 県民だより

## 増刊号

編集・発行／栃木県企画部広報課  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20  
☎028-623-2192 FAX028-623-2160

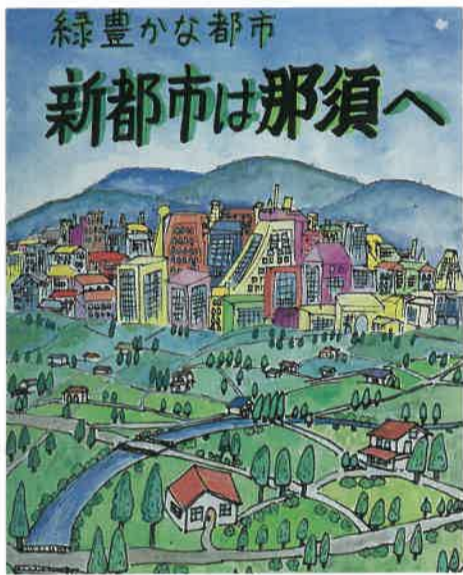
# 那須から拓く新しい日本

### ～一緒に考えましょう、首都機能移転～

現在、国において、行財政改革、地方分権、規制緩和などの国政全般の改革の契機、国の災害対応力の強化、東京一極集中の是正といった観点から首都機能の移転が検討されています。

栃木県では、21世紀の新しい日本の創造に貢献するため、また私たちの暮らしやすさと「とちぎ」の素晴らしさを見つめなおし、豊かな県民生活と県土づくりを行う良い機会として、首都機能の那須地域への移転に向けた取組を進めています。

この増刊号では、首都機能の那須地域への移転の意義や効果、新都市のあり方などをお知らせし、皆さんとともに首都機能移転について考えていきたいと思えます。



鯉沼孝彰さん(壬生町・壬生小五年)



渡部 遼さん  
(宇都宮市・富士見小三年)



田村教恵さん  
(宇都宮市・富士見小六年)



赤羽 悠さん  
(宇都宮市・作新小学部四年)



生沼右妃さん(壬生町・壬生小二年)



増淵志穂さん  
(西那須野町・東小二年)



高野小百合さん・上沢亜希子さん  
(宇都宮市・富士見小五年)

\*「新首都は那須へ」  
作文・イメージ絵画募集  
小学生の部優秀賞作品から

、移転先の地域の資源やこれまでの蓄積を生かしながら、緩やかに、着実に移転

農林業、既存小都市群、便利な交通条件などの多彩な個性と資源を生かしながら、首都の実現に大きく貢献できるものと考えています。

人と自然が共生する新しい首都の創造と新しいライフスタイルの実現

21世紀の都市づくりには、人と自然が共生し、都市と農山村が融合した心豊かな地域づくりが求められています。そのためには、開発のみに依存する都市形態ではなく、新規の整備と既存の小都市のポテンシャル、自然環境が調和し相互に連携できるような多彩な「場」(土壌)が不可欠であり、新首都の立地場所はその先駆けとなる条件を備えていることが必要です。



那須地域の多彩で豊かな個性と資源を生かし、広域的な交流と連携や都市と農村の融合、自然との共生などを基本に国際政治都市としての風格をあわせ持つさまざまな貢献をします。



◆新たな国土軸上の拠点形成、国土軸相互の連携による国土の均衡ある発展◆  
発展可能性の高い北東国土軸の拠点となることともに、国土軸相互の補完連携が可能な位置にあり、均衡ある国土の形成に大きな貢献ができます。



◆豊かで新たなライフスタイルが実現できる「場」の提案◆  
広大な平地と豊かな自然に恵まれ、都市と自然が近接した真の豊かさを実感できる新しい首都の創造を実現します。



◆最小コスト・最小環境負荷で円滑な移転を実現◆  
平坦な地形で過大な造成等は必要がなく、新幹線や高速道路等の既存の交通体系の活用によりコストパフォーマンスが高く、環境に優しい新首都づくりが可能です。

国の動向

首都機能移転については、平成2年に衆参両院で国会等の移転に関する決議がなされ、平成4年に議員立法により国会等の移転に関する法律が制定されました。そして、平成7年には国会等移転調査会が、移転先の選定基準等を報告し、現在、この報告をもとに平成8年12月に設置された国会等移転審議会が、候補地の選定作業を行っています。

★首都機能移転は、凍結ではない！

昨年、財政構造改革との関連で、延期、凍結が検討されているという報道がなされましたが、結果的には、財政構造改革会議の最終報告を踏まえ、政府において「財政構造改革期間(一九九八～二〇〇三年度)は原則として新都市の建設事業に対する財政資金の投入は行わないこととし、今後とも、移転先候補地の選定等必要な検討は引き続き進める」とことが閣議了解されました。つまり、それまで不明確だった着工時期が政府において二〇〇四年度以降と明示されたと言えます。

その後、国会等移転審議会において、移転費用のモデル的試算の検討や調査対象地域の選定作業等、着実に審議が進められています。

★調査対象地域の決定、間近！

国会等移転審議会では、複数の地域を調査対象地域とし、それぞれの地域について適地性を調査検討したうえで、移転先候補地を絞り込むことになっていきます。その調査対象地域が、近々決まる予定です。

首都機能移転の経過

- 1990年 衆参両院本会議で「国会移転決議」
- 1992年 国会等の移転に関する法律制定
- 1995年 国会等移転調査会最終報告
- 1996年 国会等の移転に関する法律改正  
国会等移転審議会設置

今後のスケジュール

- 1997年 国会等移転審議会の調査・審議  
・第1段階 調査対象地域の選定作業
- ↓
- 1998年 ・第2段階 調査対象地域の現地調査  
↓  
・第3段階 移転先候補地の選定  
↓  
内閣総理大臣に答申  
↓  
国会で移転先地を決定(法律)
- ↓
- 2004年以降 新都市の建設着工  
↓  
国会開設

# とちぎは、こう考えたい

首都機能移転の効果を最大限に発揮していくためにはを進めることが重要と考えます。

“とちぎ”であれば、豊かで安全な自然環境、盛んな最小のコスト・最大の効果で、無理のない、緩やかな新

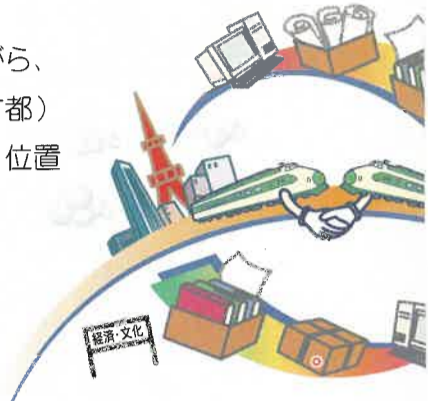
## 歴史的視点とバランスのとれた国土構造の実現

我が国の歴史を見ると、奈良・京都から鎌倉、さらに江戸（東京）へと政治の中心を東に移すことによって国土開発が進んできました。21世紀のバランスのとれた国土構造を実現するためには、東京から北に伸びる新たな国土軸上にあり、発展可能性の高い、そして、新たな集中を招くことのない、利根川以北の東日本への首都機能移転が必要です。



## 政経分離と円滑な首都機能移転の実現

首都機能移転は、数十年の期間をかけて行なわれる国家の一大プロジェクトであり、その過程では、東京都との重都的期間がしばらく続くものと思われます。移転の過程や移転後においても、政経分離を図りながら、しかも、経済・文化の中心都市（首都）東京との適切な連携が図りやすい、位置関係が必要です。



# 那須地域ならではの6つの貢献

### I International 国際性



#### ◆連携発展型の小さな国際政治首都の実現◆

経済・文化首都東京と適切な連携が図れる距離（約150km）にあり、また、既存交通体系の改編などにより、全国との交流が可能な連携発展型の小さな国際政治都市を実現します。

### M obility 機動力



#### ◆国及び東京の災害対応力の強化◆

東京と同時被災することはなく、東京に万一災害が起こった場合、その被害・混乱を最小限にとどめ、バックアップ体制を確保できる位置にあり、国及び東京の災害対応力の強化に大きな役割を果たします。

### P riority 先進性



#### ◆地方分権の推進・新しい地域づくりへの貢献◆

既存の3～5万人の小都市群や農山村、豊富な地域資源を再構築・再利用することにより、21世紀の日本を象徴するような地域づくりのモデルを提示することができます。

## 県民会議の取組

栃木県首都機能移転促進県民会議（産業・農林業・生活環境・行政関係など75団体で構成）では、県民の皆様が理解を深めていただけるよう、パンフレットやビデオの作成、県民フォーラムや講演会の開催、各種イベントへの出展等、様々な取組を行っています。

特に、平成8年12月から地域ごとに開催している県民フォーラムでは、県民の皆様と直接意見交換し、貴重なご意見を頂いています。その一環として昨年9月には、女性フォーラムを開催しました。また、栃木県経済同友会と共催で、新首都に対する夢や希望についての作文・イメージ絵画を募集し、多くの方々から素晴らしい作品をお寄せ頂きました。



◆9年12月 「新首都は那須へ」作文・イメージ絵画募集賞状伝達式

今年、2月に、次世代を担う小中高生を対象にしたフォーラムの開催を予定しています。

### 「次世代・夢フォーラム」開催のお知らせ

小学生・中学生・高校生による首都機能移転フォーラムを次のとおり開催します。多くの方のご来場をお待ちしています。

- ★日時 2月11日（水） 午前10時～
- ★会場 ホテルフェアシティ（宇都宮市）

### 今後の取組

今後とも栃木県では、「国家百年の大計」といわれる首都機能移転への地方からの貢献と本県の長期的な発展のために、首都機能の那須地域への移転に向けて積極的な取組を進めてまいります。

引き続き、県民の皆様には、国の審議状況、本県の取組状況等の情報や、移転に伴って想定される課題や懸念についての対応方向など、議論の素材を提供してまいります。私たちの子や孫の世代が豊かな未来を築いていけるよう、首都機能移転について一緒に考えていきたいと思います。ご意見・ご質問等、お待ちしております。

◆お問い合わせ先：首都機能移転情報センター  
 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20  
 （県企画部企画調整課内）  
 TEL 028-623-3496、3497  
 FAX 028-623-2260  
 ■インターネット <http://www.pref.tochigi.jp/>

# 進めよう地方分権

～地域のことは地域で決めよう～

地域のことは、地域が責任をもって、  
より自主的・主体的に担っていき、それが分権型社会です。  
「地方分権」について、いっしょに考えてみましょう。



## ◆地方分権てなあに

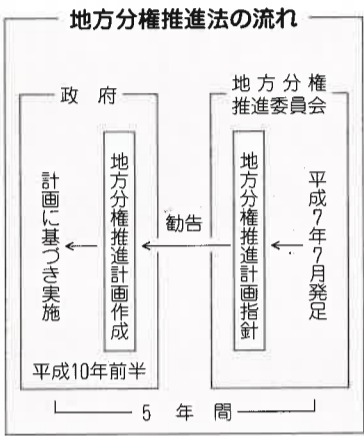
国、都道府県、市町村の役割分担を見直すことにより、権限や財源が、より住民に身近な行政主体のものとなります。この地方分権を推進することによって、地域のことは、その地域自らが自主的・主体的に行うことができるようになります。

## ◆なぜ地方分権なのですか

- 一 私たちが真の豊かさを実感できるようにするため、個性豊かで、活力に満ちた地域社会を創造する必要があります。
- 二 社会経済状況の変化に対応し、地域の実情に応じた、総合的できめ細かな施策を展開する必要があります。
- 三 真の地方自治を実現するため、住民と自治体とが、自己決定・自己責任のもと、共同して、身近なことに取り組む必要があります。
- 四 国際社会における我が国の役割が増大する中で、国は、外交・防衛等の、本来国が担うべき役割に専念する必要があります。

## ◆地方分権はどのように進められるのですか

平成7年7月に施行された地方分権推進法に基づき、地方分権推進委員会は、昨年10月までに、4次にわたる勧告を出しました。今後は、これら勧告を尊重して、政府が地方分権推進計画を作成し、5年間のうちに、法令改正等の必要な措置を行うこととしています。政府の早急な対応が求められています。



## ◆どのような勧告がなされたのですか

### ★機関委任事務の廃止

地方公共団体の事務の多くを占めている機関委任事務を廃止することにより、地方公共団体に対する国等の関与を廃止・縮小し、地方公共団体の自主性を高めます。これにより、各地方公共団体において、住民の皆様とともに、各地域の実情に応じた施策や事業を行えるようになります。期待されます。

※機関委任事務とは

地方公共団体の長等が国等から委任され国等の機関として行っている事務で、法令や通達等で、認可や承認など国等の広範な関与が規定されており、地方公共団体の自主性が大きく損なわれています。

※機関委任事務の例

都市計画の決定、飲食店営業許可、公害関係の規制、国政選挙、国道管理 等

※廃止後の機関委任事務の取扱い

約6割が「自治事務」に、約4割が「法定受託事務」に振り分けられます。

「自治事務」―地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの

「法定受託事務」―本来国が執行すべきだが、利便性等の観点から法令により地方公共団体が受託して行う事務

### ★必置規制の見直し

地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化、効率化を図るため、地方公共団体における必置規制を、必要最小限にとどめるよう見直します。

※必置規制とは

地方公共団体における職員や施設、審議会等には、法令や通達で全国一律に、設置などについて義務づけられているものが多くあり、地方公共団体の自主的な行政運営を阻害しています。

### ★地方行政体制の整備

住民の皆様とともに、地方分権の時代を担っていくのに相応しい、簡素で効率的な地方行政体制を整備する必要があります。

※地方行政体制の整備とは

地方公共団体における行政改革、市町村の自主的合併、住民参加の拡大、情報公開の推進など

### ★地方税財源の充実確保

中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図ります。

※国・地方の税源配分とは

国と地方の仕事量の比率は約1対2ですが、税収は約2対1と逆転しており、その差が地方交付税や国庫補助金などで地方に流れ、国が地方を補助金により財政面からコントロールする手段となっています。

### ★その他

- ・国庫補助負担金の整理合理化及び運用・関与の改革等を推進する。
- ・国地方間の係争を処理する第三者機関として、国地方係争処理委員会（仮称）を設置する。
- ・県と市町村の関係も、対等・協力の関係にする。
- ・市町村の規模に応じた権限委譲を推進する。



本県における  
自主的な取組の例  
～日光杉並木の保護～

※地方分権に関するお問い合わせ先

栃木県企画部企画調整課

TEL 028(6)23(2)206

FAX 028(6)50(2)045